

政策企画課 ☎ 22-3032

**住宅・空き家リフォーム / 空き家解体  
補助金申請は4月1日から受付**

4月1日から令和6年度の住宅リフォーム補助金、空き家リフォーム補助金、空き家解体補助金の申請を受け付けます。予算がなくなり次第終了しますので要件を確認して早めの申請をお願いします。

**事前申請** 必ず**事前申請**をお願いします  
工事途中や工事完了後の補助金申請は受理できませんのでご注意ください。

**住宅リフォーム補助金** リフォーム補助金は1回限り

- 町内に住居があり、住民基本台帳に登録がある
- 持ち家で自己が所有している住宅
- 工事が20万円以上の工事
- 施工業者が町内業者である
- 町税等に未納がない

補助金額 ▶ 工事費の **10%** / 最高 **15万円**

特別要件 [1][2]の場合は補助率・補助額が変わります

**1** 65歳以上、18歳未満、障がい者の方がいる場合は工事費の **20%**、最高 **30万円**を補助

**2** 空き家バンクで取得した住宅は、工事費の **20%**、最高 **60万円**を補助

※耐震補強のために行うリフォームも対象となります。

**空き家リフォーム補助金** 空き家バンク登録が条件

- 空き家バンクに登録されている物件
- 工事が20万円以上の工事
- 施工業者が町内業者である
- 町税などに未納がないこと

改修と家財撤去の補助金合計は40万円を限度

補助金額 ▶ 工事費の **20%** / 最高 **20万円**

**家財撤去費用の補助金**

5,000円以上の家財撤去経費に対して、**20万円**を限度に全額補助します

**空き家解体補助金** 同一敷地内の倉庫や車庫も対象

- 町内に所在する空き家で、建築後10年以上が経過して、1年以上居住していないこと。
- 解体経費が30万円以上の工事
- 施工業者が町建設業者等級別表に登録してある
- 町税などの未納や抵当権設定がないこと

補助金額 ▶  
工事費の **10%** / 最高 **15万円**

※借地の際は土地所有者の同意書を添付

健康保険課 ☎ 22-3041

**肺炎球菌予防接種の助成対象者が変更  
4月1日から対象者が65歳に**

平成26年度の導入当時からの特例で、高齢者肺炎球菌予防接種は65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方を対象としておりましたが、**令和6年4月1日より対象者が「65歳のみ」と**なります。したがって、現在65歳で、接種がまだお済みでない方は66歳の誕生日前日まで助成を受けることができます。

※予防接種は、それぞれのワクチンで、無料で接種できる期間もしくは一部料金の助成が受けられる期間が決まっています。

●お問い合わせ先 健康保険課 ☎ 22-3041

教育課 ☎ 22-0517

**公用車とアップライトピアノを売却  
申込期限は3月22日(金)まで**

公用車1台とアップライトピアノ1台を売却しますので、購入を希望される方は3月22日(金)までに入札参加申込書を教育課に提出してください。

**売却車両・物品情報** 車両1台とピアノ1台を売却

車種 ▶ 日産 プレサージュ  
初度登録 ▶ 平成16年  
走行距離 ▶ 201,090km  
車検有無 ▶ 無し

品名 ▶ YAMAHA UX  
アップライトピアノ  
購入日 ▶ 昭和54年  
付属品 ▶ 椅子  
調律 ▶ 調律済み

**入札参加方法** 入札日 ▶ 令和6年3月28日(土)

3月22日(金)までに入札参加申込書を教育課へ提出してください。詳細はお問合せください。

**公開期間** 車両は内外装の状態確認のみで試乗不可

**3月15日(金)～22日(金)**

車両は錦江町役場本庁駐車場、ピアノは錦江町田代開発センターで公開します。

●お問い合わせ先 教育課 ☎ 22-0517

住民税務課 ☎ 22-3037

**軽自動車税は4月1日で課税されます  
廃車や変更は3月末までに！**

軽自動車税は4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。廃車や変更は3月末までをお願いします。車両の種類で手続きの場所が異なります。

車両の種類	手続きの場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>●原付自転車(125cc以下)</li> <li>●小型特殊</li> <li>●ミニカー</li> </ul>	住民税務課 / 支所住民生活課 廃車 ▶ 所有者の印鑑 ナンバープレート 名義変更 ▶ 新・旧所有者の印鑑 車名(車体番号)が分かるもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>●軽自動車四輪</li> <li>●軽自動車二輪(125～250cc)</li> <li>●小型二輪(250cc超)</li> </ul>	鹿児島県軽自動車協会 (鹿児島市谷山港 2-4-42) ☎ 099-261-4011 ※自動車整備工場やバイクショップ等にお問い合わせください。



トラクタやコンバインなどの農耕用特殊自動車も、公道走行の有無に関係なく登録(ナンバープレート交付)が必要です。

未来づくり課 ☎ 25-1001

**錦江町まち・ひと・『MIRAI』創生協議会  
理事を3月25日まで募集**

任期満了により錦江町まち・ひと・『MIRAI』創生協議会の理事を募集します。子や孫のために希望溢れる未来を創り繋ぐため一緒に知恵を出し合い考えてみませんか。募集期限は3月25日(金)まで、理事の任期は令和8年3月31日までとなります。

**募集定員と任期** 定員 ▶ **12名**(超える場合は選考)

任期 ▶ 令和6年4月1日～令和8年3月31日

**応募資格** 応募詳細は錦江町ホームページに掲載

令和6年4月1日現在で **20歳以上60歳未満**

**応募方法** 申込期限 ▶ 令和6年3月25日(金)必着

申込書に必要事項を記入して郵送かEメール、FAX、持参の提出方法でお申し込みください。申込書は錦江町役場未来づくり課または錦江町ホームページからダウンロードしてください。



教育課 ☎ 22-0517 / 住民生活課 ☎ 25-2511

**施設の老朽化のため令和6年度に解体  
田代開発センターの利用停止**

施設の老朽化により、令和6年度に錦江町田代開発センターを取り壊す予定です。解体の準備に伴い、3月以降の利用を停止しています。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、代替施設につきましては、下記の施設をご利用ください。

**代替施設 ▶ 田代武道館  
田代小学校 体育館  
田代中学校 体育館**

※利用につきましては、教育課生涯学習チームまでお問い合わせください。

●お問い合わせ先 教育課 生涯学習チーム ☎ 22-0517

健康保険課 ☎ 22-3041

**被保険者の医療費の動向などを踏まえ  
後期高齢者医療保険料率を改定**

後期高齢者医療では、被保険者の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しを行っており、**令和6・7年度の保険料率を改定**します。被保険者一人当たり医療費は、年々増加しており、高齢化の進展とともに今後も増えることが見込まれています。保険料は被保険者の皆さまが安心して医療機関を受診するためにも必要なものです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**後期高齢者医療保険料率の改定内容**

内訳	現行 (令和4・5年度)	改定後 (令和6・7年度)
均等割額	56,900円	<b>59,900円</b>
所得割率	10.88%	<b>11.72%</b>
激変緩和措置		<b>10.82% ※1</b>
年間賦課限度額	66万円	<b>80万円</b>
激変緩和措置		<b>73万円 ※2</b>

※1 令和6年度のみ、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者。

※2 令和6年度のみ、昭和24年3月31日以前に生まれた者、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者となった者。

●お問い合わせ先 健康保険課 ☎ 22-3041